

## 令和5年度 第2回 孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会 次第

- ・日時 令和6年1月15日（月）午後2時～4時（予定）
- ・場所 鳥取県庁第二庁舎 第22会議室（鳥取市東町一丁目271）

### 1 開会

### 2 報告事項

- ・「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」等について
- ・「孤独・孤立に関する県内アンケート調査」の実施結果について

### 3 審議事項

- (1) 孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会運営規程の改正
- (2) 鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例別表に基づく事業の実施状況
- (3) 令和6年度事業の方向性について

### 4 その他

### 5 閉会

---

資料1 「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会議」について

資料2 孤独・孤立に関する県内アンケート調査の実施結果について

資料3 孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会運営規程（改正案）

資料4 鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例に係る現状及び今後の予定

資料5 生活困りごと相談窓口の活用実績（件数・相談内容、令和4～5年度）

資料6 第2回孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会事前質問・意見一覧

資料7 県内重層的支援体制整備状況

資料8 令和6年度予算の方向性について

資料9 令和5年度孤独・孤立対策関連予算一覧

## とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの概要

## 1 概要

孤独・孤立の問題については、行政による政策的な対処のみでは困難又はなじみづらい場合があり、一方で、NPO 法人や社会福祉法人等の支援機関単独では対応が困難な実態もあることから、行政、民間支援機関等、多様な主体が幅広く参画し、官民一体で取組を推進する。

## 2 活動内容

孤独・孤立対策に関する広報活動、孤独・孤立対策に取り組む NPO 法人等の支援、関係機関の取組の情報共有及び課題や連携に関するワークショップ実施等の連携強化活動など

## 3 構成機関

### 【民間支援機関等】

NPO 法人鳥取青少年ピアサポート、N.K.C ナーシングコアコーポレーション合同会社、 NPO 法人ワーカーズコープさんいんみらい事業所、社会福祉法人鳥取いのちの電話、鳥取県地域生活定着支援センター、一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会、鳥取県民生児童委員協議会、鳥取県児童福祉入所施設協議会、鳥取県居住支援協議会、鳥取県弁護士会、日本司法支援センター鳥取地方事務所(法テラス鳥取)、鳥取県商工会議所連合会

### 【社会福祉法人】 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

### 【行政】 市町村、鳥取県教育委員会、県(事務局)

## 4 これまでの実施経過

### (1)第1回(令和4年9月14日(水))

【概要】プラットフォームの創設、国及び県の動きの共有等

### (2)第2回会議(令和4年12月27日)

- ・県が総合的な孤独・孤立の窓口として「生活困りごと相談窓口」を設置したことを報告。
- ・この窓口は必要に応じて要支援者をプラットフォーム構成機関につなぐこと、各構成機関では対応が困難な案件はこの窓口を通じて適切な相談窓口等につなぐこと等を合意。
- ・県内アンケート調査の実施状況、令和5年度事業実施の方向性等を報告し、意見交換。

### (3)第3回会議(令和5年8月28日(月))

- ・令和5年度6月補正事業、孤独・孤立アンケートの概要を報告。
- ・相談窓口の顔の見える関係作り等が孤独・孤立対策には不可欠であるため、「困りごと相談窓口」と関係機関の連携強化を行うことと「孤独孤立サポート団体」について創設を検討してはどうかとの提案。

## 【参考】庁内プロジェクトチーム実施経過

### ・第1回(令和4年2月22日(火))

【概要】国及び県の各部局の取組みの共有

### ・第2回(令和4年4月26日(火))

【概要】孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の概要

### ・第3回(令和5年2月8日(水))

【概要】プラットフォームの概要、相談窓口の関係づくりに向けた取組み、条例の現状

### ・第4回(令和5年12月12日(火))

【概要】孤独・孤立に関するアンケート結果の報告、部局連携して孤独・孤立対策に取り組むことの確認 等

とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの今後の展開について（案）

- 現在の「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」に関係者相互間の連携と協働を促進するため現在構成団体となっていない支援機関等を加え、孤独・孤立対策推進法第11条に定めるプラットフォームとして位置づける。
- 法定化したプラットフォームのうち、コアメンバー（概ね現在のプラットフォーム構成団体）を孤独・孤立対策推進法第15条に規定する「孤独・孤立対策地域協議会」として位置づけ、個別事案が発生した際の対応を行う。

・第3回プラットフォーム会議等において、現在のプラットフォーム構成団体以外の地域で孤独・孤立に取り組む団体との連携や協力体制の構築が必要との声があり、類似の取り組みや好事例などの展開、複合的な原因に寄り添った体制を作っていくためにも、現在の官民連携プラットフォーム構成団体より多くの支援機関に参画していただき、以下の活動を行っていただくことを検討。（下線はこれまでの役割に追加するもの）

孤独・孤立対策に関する広報活動

孤独・孤立対策に取り組む構成機関間の交流（情報共有を含む）

孤独・孤立に関する相談支援・援助、及び相談のハードルを下げる取組の実施

孤独・孤立に関するアウトリーチ・実態把握

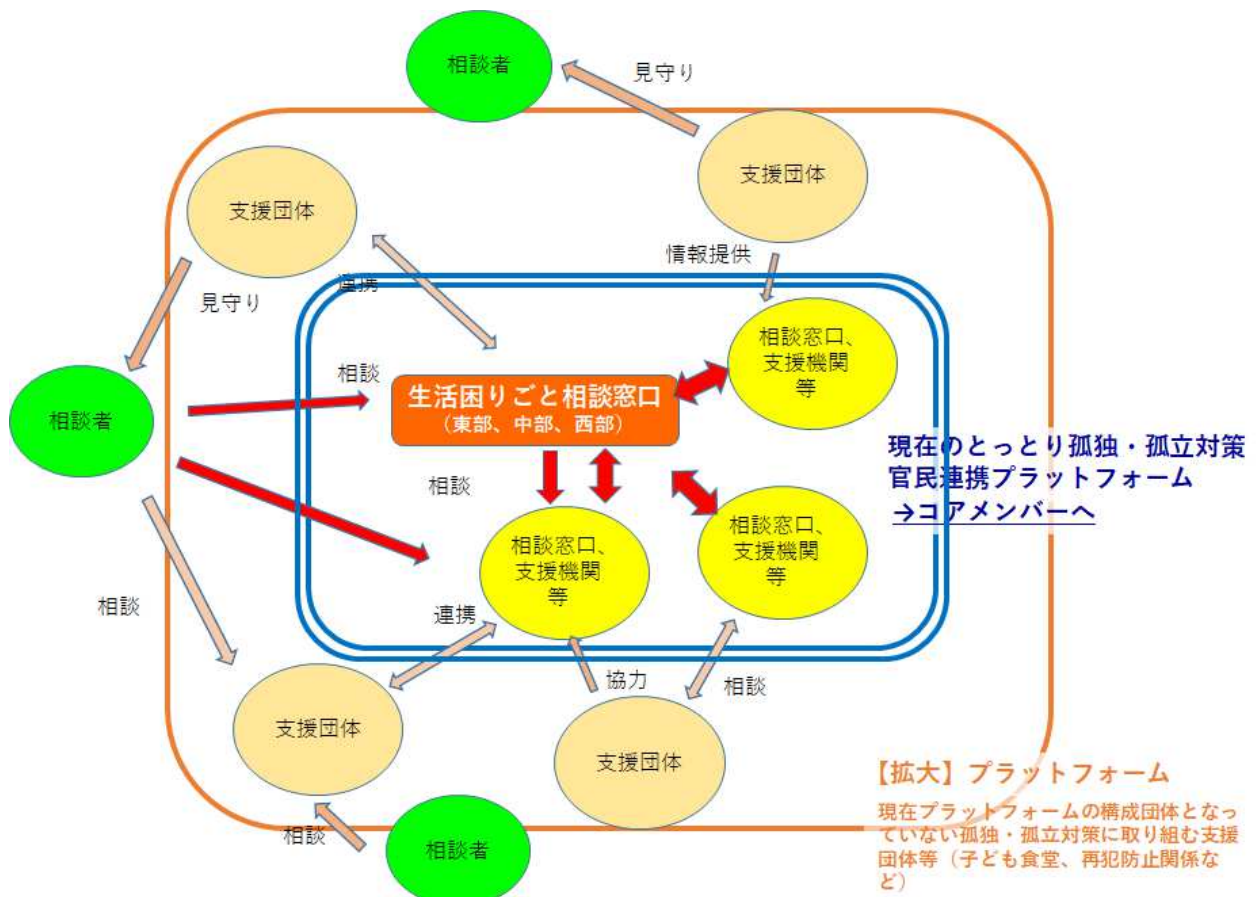
行政と孤独・孤立対策に関する対話、行政への政策提言

各市町村における重層的支援体制整備事業@社会福祉法に定める事業の実施

課題や連携に関するワークショップ実施等の連携強化活動 など

・子ども食堂運営法人や、再犯防止関係団体、民間企業などに幅広く呼びかけ、多様な主体が相互に連携を図りながら、県民が孤独を感じ、孤立するようなことのないよう、ともに支え合い生きる支え愛の社会を作っていく。

<イメージ図>



## 孤独・孤立に関する県内アンケート調査の実施結果について

孤独・孤立対策課

内閣官房が実施した「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査」では都道府県ごとの状況が把握できなかったため、令和4年12月に孤独・孤立に関する県内アンケート調査を実施しました。以下のとおり集計が完了しましたので、調査結果の概要を報告します。

本調査によって得られた分析結果については、これまで関係者からいただいたご意見や国の調査に加えて目立った特徴があるものではなく、これまでの「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」等での議論を踏まえた6月補正予算等で対応してきていると捉えています。今後、分析結果を「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」でも共有し、支援現場での状況とも比較をしながら、令和6年度当初予算等、さらなる施策の検討に活用していきます。

## 1 調査方法等

※国の「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業」を活用して、試行的な事業として実施

- (1) 調査期間 令和4年12月15日～12月21日
- (2) 調査方法 インターネット上での調査（委託実施）
- (3) 調査対象 委託先事業者のインターネットモニターに登録している鳥取県に居住する満16歳以上の個人（約9,000人）
- (4) 回答者数 1,700人  
 <内訳>
  - ・男女別 男性：813人（47.8%）、女性：859人（50.5%）、その他：28人（1.6%）
  - ・年齢別 10代：15人（0.9%）、20代：147人（8.6%）、30代：344人（20.2%）、40代：436人（25.6%）、50代：356人（20.9%）、60代：281人（16.5%）、70代以上：121人（7.1%）
- (5) 調査事項  
 32問
  - ・属性事項（年齢、性別、同居人の有無、教育・就業形態など）
  - ・孤独に関する事項（孤独感の有無、孤独感に至る前に経験した出来事など）
  - ・孤立に関する事項（外出頻度、社会参加の状況など）
  - ・その他関連事項（不安や悩みの相談相手の有無、孤独・孤立の状態が解消したきっかけなど）
 ※国調査事項に加え、「孤独・孤立の状態が解消した経験」等の本県独自の設問も調査

## 2 結果の概要

## (1) 単純集計結果・国のアンケート調査との比較（主な項目）

○孤独感が「しばしばある・常にある」、「時々ある」、「たまにある」人は、県、国とも約4割であり、一定の割合で孤独感を抱えている方がいることが裏付けられたほか、20代・30代の若年層が孤独感を抱える割合が高い点など、県、国で概ね似た傾向を示している。

※県調査の方が、回答者全体に占める20代、30代の割合が高いため、孤独感に関する設問等について国調査よりも若干数値が高く出ている可能性があります。

項目	県調査結果	国調査結果
孤独感が「しばしばある・常にある」、「時々ある」、「たまにある」と回答した人の割合	43.5%	40.3%
孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の年齢階級別の割合（第1位、第2位）	・20代：11.6% ・30代：10.2%	・30代：7.2% ・20代：7.1%
孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の仕事の種類別の割合（第1位、第2位）	・失業中：13.8% ・派遣社員：12.1%	・失業中：9.9% ・家族従業者・内職：5.9%
孤独感が「たまにある」、「時々ある」、「しばしばある・常にある」と回答した人が、その状況に至る前に経験した出来事の割合（第1位～3位）	・一人暮らし：24.0% ・転校・転職・離職・退職：19.0% ・心身の重大なトラブル（病気・怪我等）：16.0%	・家族との死別：27.0% ・心身の重大なトラブル（病気・怪我等）：17.7% ・転校・転職・離職・退職：

	・人間関係による重大なトラブル：16.0%	16.9%
孤独・孤立状態が解消したきっかけ別の割合（第1位、第2位） ※県独自設問	・時間が経過することで自分の気持ちに変化が生じた：25.1% ・相談や話ができる相手との新たな出会いがあった：17.6%	

※国アンケート調査（内閣官房孤独・孤立対策担当室「人々のつながりに関する基礎調査（令和4年）」）

## （2）各質問項目に係る分析（主な項目）

### ○年齢階級別孤独感

- ・すべての年代で孤独を感じる方が存在するが、若年層で孤独感を抱えている割合が高い。
- ・若年層は、相談相手や居場所がないと感じている割合も高く、社会との接点の少なさが影響している可能性がある。
- ・また、SNSを頻繁に活用する年齢層でもあるが、相手の顔が見えないことや文面で相手の気持ちを推測しなければならないなど、SNSのつながりでは必ずしも孤独感の緩和には至っていないことが推測される。

### ○現在の仕事の種類別孤独感

- ・失業や派遣社員等の不安定な雇用環境などにより社会との接点が少なくなることも、孤独感につながる一因と推測される。

### ○現在の孤独感に至る前に経験した出来事の状態

- ・「一人暮らし」、「転校・転職・離職・退職（失業を除く）」、「心身の重大なトラブル（病気・怪我等）」、「人間関係による重大なトラブル（いじめ・ハラスメント等を含む）」などの割合が高く、これらの出来事は概ねつながりの希薄化を伴うことから、孤立状態が孤独感を感じる要因の一つとなっていることが窺える。

### ○孤独・孤立状態が解消したきっかけ

- ・「時間が経過することで自分の気持ちに変化が生じた」や、「相談や話ができる相手との新たな出会いがあった」の割合が高いことから、ある程度の時間をかけながら、つながり続けることで、対象者の状況変化を逃さず、適時支援につなげていくことも必要であると考えられる。

## （3）「孤独・孤立状態にある方への支援で必要なこと」として自由記載でいただいたご意見のうち件数が上位のもの（抜粋）

- ・声をかける、見守る、寄り添う、話し相手になる
- ・気軽に集まれる居場所やコミュニティづくり
- ・相談支援や相談窓口・機関の充実
- ・地域や民間の力による支援
- ・訪問によるアプローチ
- ・経済的な支援
- ・国や自治体による支援
- ・支援に関する情報の提供やPR など

## 孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会運営規程（改正案）

## （目的）

第1条 この規程は、鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例（令和4年・鳥取県条例第28号）第14条第7項の規定により、孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## （委員長）

第2条 審議会に委員の互選による委員長1人を置く。

2 委員長は審議会を進行する。

## （副委員長）

第3条 審議会に、委員長の指名により副委員長を置く。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を行う。

## （招集）

第4条 審議会は、福祉保健部長が招集する。

2 審議会の委員は、必要と認めるときは、福祉保健部長に審議会の招集を求めることができる。

3 福祉保健部長は、前項の求めがあり、必要と認めるときは、審議会を招集するものとする。

ただし、審議会の総数の3分の1を超える委員又は委員長から招集を求められたときは、審議会を招集しなければならない。

## （会の庶務）

第5条 会の庶務は、福祉保健部ささえあい福祉局孤独・孤立対策課にて行う。

## 附 則

この規程は、令和5年4月8日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和6年1月16日から施行する。

鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例に係る現状及び今後の予定

条例		現状	今後の予定
区分	主な施策		
特定援助者等に対する一般的施策(別表中、第1段) (特定援助者等：家庭内援助を行う者、被援助者及びその他の家族等をいう。以下同じ。)	1 特定援助者等、関係団体等、民間支援団体、県民等の幅広いネットワークの充実及び連携を推進すること。	・「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を設置し、官民連携の取組を実施している。(事業実施に向けた意見交換、県の孤独・孤立対策に関する総合案内をホームページに掲載、新聞折込チラシ等による広報、県内アンケート調査など)	・左欄の取組に加え、多種多様な相談窓口等の情報を見える化するため、支援担当者等がつなぎ先を検討する際に参考となる支援内容等を掲載したリストを作成する。 ・別紙(とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの取組み)のとおり。
	2 既存の法令等サービスによっては十分な援助を受けることができていないと考えられる特定援助者等を、制度の創設、地域の社会資源の活用その他の方法によって支援すること。	・アウトリーチ・ネットワークづくり等に取り組む市町村の支援、広報・人材育成等を実施し、市町村の包括支援体制の充実と連動した支援体制の強化を制定。(6月補正) ・制度の創設や地域の社会資源を活用した地域づくり等を行う市町村に対する支援制度を制定。(6月補正)	・市町村による重層的支援体制整備を促進し、令和6年度は9市町村により取り組みが行われる見込みである。年度末までに、市町村及び支援機関等を参集し、重層的支援体制整備に係る事例検討等を行い、意識醸成を行うとともに、各自治体の社会資源などを整理した上で改めて勸奨を続けていくこととしている。
	3 特定援助者等に対するアウトリーチも含めた相談体制の整備又は充実を図ること。この場合において、相談対応に際しては、利便性に配慮するとともに、必要に応じてソーシャルネットワーキングサービスその他の情報通信技術を活用すること。	・どこに相談すればよいかわからない、身近な市町村の相談窓口には相談しにくい等の声を受け、「生活困りごと相談窓口」を令和4年7月に県内3カ所の県立ハローワーク内に設置し、総合相談窓口機能を構築している。(令和4年11月からは孤独・孤立相談も対応) <b>【孤独・孤立を防ぐための市町村包括的支援体制強化事業】</b> 市町村が包括的支援体制を整備、充実していけるよう、国が定める包括的支援体制の一つのスキームである「重	・上記を含む。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">             ・特定援助者 家庭内援助を行う者              ・被援助者 家庭内援助その他の身体的又は精神的援助を受ける者              ・特定援助者等 特定援助者、被援助者及びその他の家族等  <p style="text-align: right;">(条例第2条(定義)より)</p> </div>

<p>(特定援助者等に対する一般的施策(別表中、第1段)・続き)</p>	<p>層的支援体制整備事業」について、当該事業の実施に係る経費の一部を支援。</p> <p>・【市町村包括的福祉支援体制整備推進事業(福祉保健課)】</p> <p>各市町村における包括的支援体制の整備を推進するため、研修会の開催や地域力強化に向けたバックアップ支援、現場における実践をサポートするための人材育成等を行っている。</p> <p>・【ヤングケアラー支援強化事業(LINE相談など)】</p> <p>ヤングケアラーの悩みや相談に対応するため、気軽に相談できるLINE相談、時間を問わない365日・24時間の電話相談、ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの開催等を行っている。</p>	
--------------------------------------	---	--



(特定援助者等に対する一般的施策(別表中、第1段)・続き)	4 ピアサポートの推進や自助グループの育成を図ること。	<p>・【精神障がい者地域移行・地域定着支援事業(障がい福祉課)】 入院中の精神障がい者に地域生活をイメージできるようピアサポーターによる同行支援等を行っている。</p> <p>・【アルコール健康障害・依存症対策事業(障がい福祉課)】 依存症に関する複数の自助グループ等で構成する団体が行う普及啓発事業の実施や活動を支援している。</p> <p>・【認知症サポートプロジェクト事業(長寿社会課)】 認知症本人によるピアサポートにより共感しあうことで孤独感、不安感を解消するなど早い段階での気持ちの立て直しを支援している。</p> <p>・【ひきこもり対策推進事業】 オンラインで各家庭と保健所やひきこもり生活支援センターを結び、ひきこもりの家族が抱える相談や家族同士の交流ができる場を確保している。</p> <p>・【ヤングケアラー支援強化事業】 ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンを開催し、悩みや現状を共有しあうことにより、ヤングケアラーの孤立防止を推進するとともに、ピアサポーターによるアドバイスをを行っている。</p> <p>・また、ピアサポート活動を含めた、同じ悩みを持つ者同士の支え合いや、つながりの場の構築等に取り組む県内団体に対する支援制度を創設し、<u>3団体に交付決定を行った。</u>(6月補正)</p>	
	5 支援に関する制度その他の社会規範の情報を必要とする者に	・情報は必要に応じて適宜提供しているが、現時点で左欄のように意識的に取り組んではない。	・ <u>とりネットホームページから支援機関等へのアクセスができるだけ容易となるよう、ホームページを改修するととも</u>

	届くよう適切に情報提供を行うこと。		に、プラットフォーム構成団体等から支援機関リストを集め、年度末までに公表することとしている。
6	特定援助者等に対する包括的な支援を行うこと。	<p>・【市町村包括的福祉支援体制整備推進事業(福祉保健課)】</p> <p>各市町村における包括的支援体制の整備を推進するため、研修会の開催や地域力強化に向けたバックアップ支援、現場における実践をサポートするための人材育成等を行っている。</p> <p>【孤独・孤立を防ぐための市町村包括的支援体制強化事業】</p> <p>市町村が包括的支援体制を整備、充実していけるよう、国が定める包括的支援体制の一つのスキームである「重層的支援体制整備事業」について、当該事業の実施に係る経費の一部を支援。</p>	
7	特定援助者等が支援を求める旨の意思表示をしやすい環境を整備すること。	<p>・どこに相談すればよいかわからない、身近な市町村の相談窓口には相談しにくい等の声を受け、「生活困りごと相談窓口」を令和4年7月に県内3カ所の県立ハローワーク内に設置し、総合相談窓口機能を構築している。(令和4年11月からは孤独・孤立相談も対応) ※再掲</p>	<p>・左欄に掲げるもののほか、アウトリーチ・ネットワークづくり等に取り組む市町村の支援、広報・人材育成等を実施し、市町村の包括支援体制の充実と連動した支援体制の強化を検討。</p>
8	特定援助者の家庭又は学校以外の居場所の確保及び社会参加に向けた支援を行うこと。	<p>・【市町村包括的福祉支援体制整備推進事業(孤独・孤立対策課)】</p> <p>各市町村における包括的支援体制の整備を推進するため、研修会の開催や地域力強化に向けたバックアップ支援、現場における実践をサポートするための人材育成等を行っている。</p> <p>・子どもの貧困対策総合支援事業(子どもの居場所づくり等)等、関係部局により居場所づくりへの支援を実施している。</p>	

<p>ヤングケアラーをはじめとする家庭内援助を行う者を支援する施策(別表中、第2段)</p> <p>(ヤングケアラーをはじめとする家庭内援助を行う者を支援する施策(別表中、第2段)・続き)</p>	<p>1 特定援助者が休息若しくは休養を要する場合又は家庭内援助を行うことが特定援助者にとって不利益となる場合に一時的に特定援助者に代わって家庭内援助を提供する取組その他の負担軽減につながる必要な支援を行うこと。</p> <p>(1 特定援助者が休息若しくは休養を要する場合又は家庭内援助を行うことが特定援助者にとって不利益となる場合に一時的に特定援助者に代わって家庭内援助を提供する取組その他の負担軽減につながる必要な支援を行うこと。・続き)</p>	<p>・【医療型ショートステイ総合支援事業(子ども発達支援課)】</p> <p>医療的ケアの必要な障がい児者に対応するため、訪問看護ステーションの看護師が自宅等を訪問し、家族に代わって医療的ケアを伴う見守りを実施している。)</p> <p>・【在宅難病患者一時入院事業(健康政策課)】</p> <p>難病患者の家族等介護者の休息等を目的として医療機関が入院を受け入れている。</p> <p>・【子育て世帯のレスパイト支援の充実事業(家庭支援課)】</p> <p>レスパイトケアを必要とする子育て家庭が、市町村が実施する子育て短期支援事業を安定して利用出来るよう、子育て短期支援事業の受け皿の整備を推進するための整備費・改修費を支援している。</p> <p>【子育て世帯訪問支援・保護者支援臨時特例事業】</p> <p>支援対象の家庭を訪問支援員が訪問し、家事支援(食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行支援等)、育児支援(保育所等の送迎支援や一時的な子どもの保育等)を実施する。【5年度当初予算】</p> <p>・【強度行動障がい者支援体制総合強化事業(強度行動障がい児者支援体制強化事業)(障がい福祉課)】</p> <p>現時点で福祉サービスにつなげていない方、円滑なサービス利用ができていない若年者を主な対象者に、円滑なサービス利用につなげること等により強度化を防止し、地域においてサービスを利用しながら将来を見据えた暮らしを支えるための体制を構築する。【5年度当初予算】</p> <p>・【地域包括ケア推進支援事業(長寿社会課)】</p> <p>制度の狭間にある高齢者、家族に必要なケア(高齢者や家族の不測の事態への対応、移動・外出の支援、地域</p>	<p>・ヤングケアラーに係る家事援助事業について、<u>県内市町村で実施が進んでいる状況であり、実施状況を年度末までに行う対策協議会により把握し、横展開を行う。</u></p>
--	--	--	--

(ヤングケアラーをはじめとする家庭内援助を行う者を支援する施策(別表中、第2段)・続き)		で行われている介護予防教室や通いの場等につなげる取組など)を提供する小規模多機能型居宅介護等に対し、支援を行う。(6月補正)	
	2 特定援助者等のみならず広く県民が家庭内援助に関する理解を深めるために必要な情報の提供、研修の実施その他の普及啓発活動を行うこと	・11/25 にひきこもりフォーラムを、11/30 にヤングケアラーフォーラム・研修会を実施した。	・ヤングケアラーに関して当事者である子どもたちへの啓発のため、2月中に学校や駅構内へ啓発パンフレット・ポスター等を配布する予定。
	3 特定援助者の修学又は就業に関する支援を行うこと。	・【スクールソーシャルワーカー活用事業(いじめ・不登校総合対策センター)】 ヤングケアラーを含めた家庭に課題や困難を抱える児童生徒に対する福祉的な支援につなげるための専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーの市町村教育委員会への配置について助成している。	
	4 育児又は介護と仕事との両立を容易にするために事業者が特定援助者に対して行う取組を支援すること。	・【「働く介護家族応援！」企業内研修開催支援事業(長寿社会課)】 介護離職を防ぐため職場を通し、介護サービスや制度に関する情報提供や介護者が働きやすくなる意識醸成・環境改善を狙った企業内研修の開催促進に取り組んでいる。 ・【子育てしやすい企業推進事業(子育て王国課)】 育児や介護のための休暇・休業等の制度を整備し、従業員に休暇等を取得させた事業所に奨励金を支給し支援している。	
	5 関係団体等に属する者を対象とした、特定援助者を早期に認知するための研修及び県民への普及広報活動を行うこと。	・【福祉人材の資質向上支援事業(孤独・孤立対策課)】 市町村担当者等を対象とした対人援助研修(様々な分野の支援で活用できる共通のコミュニケーション基礎など)、包括的支援体制整備に係る人材育成研修(包括的支援体制において支援の中核的役割を担える人材育成	・人材育成について、高齢、障がいなどの分野を超えて支援を調整し複合的課題に対応できるコーディネーターの育成のため「人と地域とつながる研修」を1月16日から開催予定。(6月補正)

		研修)、住民に対する普及・啓発セミナーを実施している。また、アウトリーチ・ネットワークづくり等に取り組む市町村の支援、広報・人材育成等を実施し、市町村の包括支援体制の充実と連動した支援体制の強化を実施。(6月補正)	
障がい者、高齢者等の被援助者を支援する施策 (別表中、第3段)	1 被援助者がその希望に応じて地域での生活を営むことができるよう、福祉サービス、生活訓練、就労支援その他のサービスの充実を図ること。	・【地域生活支援事業(生活訓練等事業)、障がい者就労・職場定着支援強化事業 等】 障がい、高齢等それぞれの分野で、福祉サービス、生活訓練、就労支援その他のサービスが提供されている。	
	2 上欄に掲げるサービスの提供を受けることができる機会の確保及び充実を図るため、必要な施設の整備を推進すること。	・障がい、高齢等それぞれの分野で、必要な施設が整備されている。	
	3 特定援助者の高齢化その他の事情により援助が困難となった場合においても、被援助者の希望に応じて地域での生活を続けられるよう支援すること。	・【親亡き後の安心サポート体制構築事業(障がい福祉課)】 保護者が健在なうちに、障がいのあるわが子の支援を段階的に関係機関等へ託していくための引継書である「安心サポートファイル」の全県的普及と促進を図る取組を進めている。	
	4 被援助者が、その人格と個性を尊重され、その特性に応じた必要な配慮や支援を受けながら、地域社会の中で自分らしく安心して生活することができる社会の実現のため、あいサポート運動、認知症サポーターの養成・支援その他の活動を推進すること。	・【あいサポート推進事業(障がい福祉課)】 障がいのある人にちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポート運動」において、その精神にのっとり、障がい者を取り巻く社会的障壁を取り除き、地域社会(共生社会)の実現に向けた事業に取り組んでいる。 ・【認知症サポートプロジェクト事業(長寿社会課)】 認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」は約11万人。認知	

		症サポーター養成・ステップアップ講座などに取り組んでいる。	
個人情報の活用と保護(第9条)	県、市町村、関係団体等及び民間支援団体は、特定援助者等支援の実施に当たっては、必要に応じてその保有する個人情報を共有するよう努める。(個人情報の保護に関する法律その他の法律の規定に基づき、又は本人の同意を得て行うものとする。)	・各団体とも、社会福祉法(重層的支援体制整備事業)、児童福祉法(要対協)、生活困窮者自立支援法(支援会議)など法律に定めのあるものは当該法律に従い、それ以外は本人の同意を得るようにしてできる範囲で対応している。	
人材の育成等(第11条)	県は、相談対応、助言、日常生活及び社会生活の支援その他の特定援助者等支援又はそれらの支援の調整を担う人材の育成及び確保に必要な施策を講ずる。	・【福祉人材の資質向上支援事業】 市町村担当者等を対象とした対人援助研修(様々な分野の支援で活用できる共通のコミュニケーション基礎など)、包括的支援体制整備に係る人材育成研修(包括的支援体制において支援の中核的役割を担える人材育成研修)、住民に対する普及・啓発セミナーを実施している。	・人材育成については、高齢、障がいなどの分野を超えて支援を調整し複合的課題に対応できるコーディネーターの育成のため「人と地域とつながる研修」を1月16日から開催予定。(6月補正)再掲
普及啓発(第12条)	県は、家庭、学校、職域、地域その他の様々な場を通じて、研修の充実その他の方策により、必要な普及啓発活動を行う。	・ <u>11/25 にひきこもりフォーラムを、11/30 にヤングケアラーフォーラム・研修会を実施した。</u>	・ヤングケアラーに関して当事者である子どもたちへの啓発のため、2月中に学校や駅構内へ啓発パンフレット・ポスター等を配布する予定。

## 令和4年度生活困りごと相談窓口相談件数・相談内容

件数		内容	
鳥取	R4.7	1 件	
	R4.8	3 件	
	R4.9	0 件	就労支援 8件 仕事先関係 1件
	R4.10	2 件	生活困窮 4件 自身の疾病 1件
	R4.11	2 件	孤独・孤立2件 資産活用 3件
	R4.12	13 件	近隣関係 5件 家族の認知症 1件
	R5.1	8 件	家族関係 7件 終活問題 1件
	R5.2	3 件	障がい者支援 1件 公租公課 1件
	R5.3	3 件	
	計	35 件	
倉吉	R4.7	1 件	
	R4.8	1 件	
	R4.9	0 件	
	R4.10	0 件	就労支援 2件 近隣関係 1件
	R4.11	0 件	生活困窮 1件 生活福祉資金 1件
	R4.12	3 件	孤独・孤立 5件
	R5.1	3 件	
	R5.2	0 件	
	R5.3	2 件	
	計	10 件	
米子	R4.7	7 件	
	R4.8	5 件	
	R4.9	2 件	就労支援 14件 公租公課 3件
	R4.10	1 件	生活困窮 11件 生活福祉資金 1件
	R4.11	0 件	孤独・孤立 1件 役所への苦情 1件
	R4.12	7 件	家族関係 4件 住宅問題 1件
	R5.1	7 件	障がい者支援 1件
	R5.2	4 件	
	R5.3	4 件	
	計	37 件	

件数		内容	
電話	R4.11	2 件	
	R4.12	14 件	
	R5.1	6 件	新型コロナウイルスに関する問い合わせ 10件
	R5.2	0 件	生活困窮 3件 家族関係 2件
	R5.3	0 件	孤独・孤立 4件 住宅問題 2件
	計	22 件	その他 1件

質問・意見	質問・意見者	回答案
<p>「ピアサポート活動支援事業補助金」について、新規で立ち上げるにも手出しが必要。既存の団体もほぼ活動資金も無い中で1/2の自己資金を調達するのは不可能に近い現状。10/10の助成をして頂きたい。</p> <p>また、助成金額も毎月の定例会をする程度なら今の金額で良いかもしれませんが、どこかを借りたり、講演会や勉強会をしたり、今の会を維持したり…色々思うと難しい金額かなと感じた。</p> <p>ピアサポートは大事だと言われながらも現状としてボランティアでの活動が主となっています。ピアの人達がもっと活躍でき、それが多少なりとも収入となる様な仕組みが出来れば元気になって活躍できる人も増え、互いを支え合うシステムが出来るのではないかと考えます。他の団体の皆さんともですが、対話の機会をもっと増やせたらいいなと感じています。</p>	<p>虹の会 遠藤明子氏</p>	<p>補助率については、職員体制を整備された場合、9/10を補助することとしており、なるべく少ない自己資金での立ち上げを支援させていただいているところであり、上限額については、確かに比較的大きな事業を行う際には十分とは言えないと考えていますので、ピアサポート団体を含む支援機関同士の対話の場について、令和6年度当初予算事業で検討したいと考えています。</p>
<p>ヤングケアラー対策として昨年度と今年度の変更点。</p>	<p>DAICHI 氏</p>	<p>令和4年度から以下の拡充を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① ヤングケアラー啓発媒体の強化 →名刺サイズのカード式相談窓口チラシを作成し、配布予定（1月下旬～2月末の間）</li> <li>② 出前授業事業の開始 →県内学校を対象に元ケアラーを講師とした出前授業を行うもの。現時点で県内2校から申込。</li> <li>③ SNS上の集いの場設置補助金の創設</li> </ul>



		<p>→SNS 上でヤングケアラー同士が悩みを共有できる集いの場を設置する事業者に対しての補助金を制定し、実施団体に交付決定済。</p>
<p>県は条例が制定されて、具体的にどのような取り組みをされているか、新しく設置されたものや、実際に動かれた例などあれば教えてほしい。 アンケート調査を行うとのことでしたが、その内容を教えてほしい。また、今後のスケジュールについて（時期、範囲、結果等）教えてほしい。</p>	<p>智頭町福祉事務所 高垣智恵子氏</p>	<p>孤独・孤立官民連携プラットフォーム会議、県庁内孤独・孤立対策プロジェクトチーム会議の実施、改めて未実施の市町村に向けて、重層的支援体制整備を勧奨し、年度末までに事例検討会を実施することとしています。 また、これまで実施していた対人援助研修を拡充し、「人と地域とつながる研修会」を全県で開催するなど、人材育成にも注力。 孤独・孤立に係る実態調査については、予定より遅くなっていますが、各市町村と調整させていただいているところです。</p>

## 重層的支援体制整備事業の実施に関する県内市町村実施状況

令和6年1月15日  
孤独・孤立対策課

## 1 重層的支援体制整備事業とは

市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、市町村が社会福祉法に基づき、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う事業。

事業実施主体である市町村と、地域住民や地域の支援関係機関等が考え方や進め方などを共有しながら議論をし、実際の取組に移していくプロセスを丁寧に行ってほしいとの考えから市町村の手あげに基づく任意事業となっている。

## 2 県内市町村の実施状況

## &lt;重層的支援体制整備事業&gt;

令和5年度時点では5市町村が重層的支援体制整備事業を実施している。

開始時期	市町村
令和3年度	北栄町
令和4年度	鳥取市、米子市、智頭町
令和5年度	倉吉市

## 3 令和6年度以降の実施予定

## 9市町村が重層的支援体制整備事業を実施予定。(内新規数4)

開始時期	市町村
令和6年度	【令和6年度新規】 八頭町、湯梨浜町、琴浦町、江府町 【令和6年度実施継続】 鳥取市、米子市、倉吉市、智頭町、北栄町
令和7年度	日吉津村<令和6年度移行準備事業を実施>
現時点では実施意向なし	境港市、岩美町、若桜町、三朝町、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町

## 4 未実施市町村等への働きかけ

R5.11～ 実施意向なし市町村へアンケート調査を実施し、未実施要因を分析

R5.12～ 未実施要因を踏まえ、未実施の市町村へ訪問し、働きかけを実施

R6.2～ 県内市町村等を対象に、既に導入した自治体等による横展開を目的とした事例検討会を実施

## 令和6年度当初予算の方向性について（案）

基本的には、令和5年度当初及び6月補正事業を継続することとする。

また、国の「孤独・孤立対策推進法」を令和6年4月に施行等に合わせて、「とっとり孤独・孤立対策プラットフォーム」を令和6年4月以降順次拡大することとし、プラットフォームの拡大や重層的支援体制整備に取り組む自治体の拡大等に向け、契機とするワークショップ等を開催し、これを一過性のものでせず、支援団体による自発的な取り組みを促進することで、支援機関を活性化させ、機関同士の連携・協働を進めることとして、以下の事業を検討中。

**■「みんなで進める「孤独・孤立対策」事業」****（1）「孤独・孤立対策プラットフォーム」法定化及び「孤独・孤立対策協議会」の設置**

- ・孤独・孤立対策推進法の施行に伴い、「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」に関係者相互間の連携と協働を促進するため、現在より多くの支援機関等を加え、第11条に定めるプラットフォームとして位置づける。
- ・法定化したプラットフォームのうち、概ね現在のプラットフォーム構成団体を想定による会議を引き続き実施し、この会議を孤独・孤立対策推進法第15条に規定する「孤独・孤立対策地域協議会」として位置づけ、個別事案が発生した際の対応を行う。

**（2）拡大「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」によるワークショップの開催**

- ・同じ取り組みを行っている団体同士の横のつながりを作り、分野ごとの好事例の展開や顔の見える関係作りのため、支援団体間の関係構築・交流や行政との対話のため、前半は基調講演、後半は支援分野（ピアサポート、居場所づくり、人材育成など）のワークショップを実施。
- ・このワークショップ等を通し、プラットフォーム構成団体の相互連携と協働を促進することにより、支援の質の向上、孤独・孤立状態に陥っている方に複数の機関が関わり、スムーズな支援が可能となる体制を作っていく。

**（3）「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」広報・交流経費補助**

- ・支援団体の取り組みの活性化、自治体以外の主体による孤独・孤立対策の取り組み推進、支援機関同士の連携・協働を進めていくため、プラットフォーム構成団体が行う孤独・孤立対策に関する広報活動・交流活動（チラシ作成、講演会、ワークショップ、フォーラム等）に県として支援する。

※広報・交流経費補助金 30万円×2/3（補助率）×5団体

**（4）「とっとり孤独・孤立対策」の輪の拡大**

- ・深刻化する「社会的孤立」に対応するため、支援の第一歩として地域住民同士が「つながる」ことが重要であり、ハードルの低い取り組みから県民にも「孤独・孤立」を意識してもらい、課題把握や解決の素地となる支援の輪を拡大させるため、「つながりサポーター」の養成研修を行う。

<「つながりサポーター」（仮）に期待する役割>

- 住民の困りごとを「自分事」と考える意識作り
- 地域住民との顔の見える関係作り
- 出来る範囲から、見守り活動や支援機関とのつなぎ など

	予算時期	事業名	事業概要	予算額
【地域社会振興部】				
女性応援課	当初	男女共同参画社会づくり推進事業	男女共同参画社会づくりを推進するため、市町村、関係団体との連絡調整、審議会を開催するほか、鳥取県男女共同参画推進条例に基づく資料作成等を行う。また、誰もが働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を認定し、広く紹介することで企業における男女共同参画の普及を推進する。	4,450
女性応援課	当初	男女共同参画センター費	男女共同参画センター「よりん彩」において、情報提供、相談業務等を実施するほか、男女共同参画社会を推進するため、理解者の裾野を拡大する普及啓発や推進活動の中核となる人材を育成する講座等の開催及び推進団体等への活動支援を行う。	16,401
人権・同和対策課	当初	差別と偏見のない社会づくり推進費	鳥取県人権尊重の社会づくり条例に則り、お互いの人権が尊重され、誇りを持って生きることができる差別と偏見のない人権尊重の社会づくりを推進する。	7,806
人権・同和対策課	当初	多様な性を認め合う社会づくり推進事業	多様な性を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会づくりを進めるため、電話相談事業、啓発事業、人材育成事業、居場所づくり支援事業を行う。	2,739
県民参画協働課	当初	公民連携推進事業	昨今、多様化・複雑化する住民ニーズや地域課題に対応するため、行政とNPO、企業、大学、県民等(以下、「民間事業者等」という。)の資源やノウハウを生かした「公民連携」による取組の重要性が高まっている。行政と民間事業者等が連携・協働により地域課題を解決する事業を支援することで、公民連携の協働による地域づくりの推進を図る。	10,674
県民参画協働課	当初	地域共生社会の未来を創る人材育成事業	公民連携や地域の担い手づくりなど、鳥取県×日本財団共同プロジェクトを通じた地域づくりの取組や考え方を継承、横展開し、住み慣れた場所で暮らし続けられる地域づくりを目指す。地域で活動する団体や人材の育成を行う「とっとり研志塾」、SDGsの視点を切り口とした若者の地域づくりへの関り促進、若者や地域活動団体をつなぐ「とっとり元気フェス」や「とっとり研志塾フォーラム」など、重層的に地域の担い手育成の取組を推進する。	7,239
県民参画協働課	当初	とっとりSDGsパートナーシップ加速化事業	R2年度以降、SDGsの普及啓発、実践拡大の土台となる各種取組を推進することにより、民間調査機関が実施した「地域別SDGs評価」で3年連続都道府県1位になるなど、SDGsの理念と実践は着実に本県に根付きつつある。2030年までのSDGs達成に向けて、これまでに構築した土台を強化・発展させるとともに、SDGsの達成に不可欠となるパートナーシップによる取組を更に加速させる。	4,860
人権・同和対策課	6月	(新)相談支援スーパーバイズ事業	人権相談の総合的窓口となっている人権局が、他の相談窓口の人権に関する問題への対応支援について、相談者に十分に寄り添えるよう、相談員の支援スキルのレベル確保や相談機関の連携強化、個別相談の連携支援などのスーパーバイズ機能を果たすよう取り組む。	668
【商工労働部】				
雇用政策課	6月	(新)支え愛就労推進事業	県立ハローワークや各支援機関等とのネットワークを活用して、就労困難者(障がい者、中間的就労体験者)の就労の受け皿づくり、就労困難者の働く場として「支え愛就労(ソーシャルファーム)」の理解・普及を図っていく。(福祉施策と雇用施策の連携)	3,860
雇用政策課	当初	障がい者就労・職場定着支援強化事業	障害者就業・生活支援センターに支援員等を配置するなどして、障がい者の就労促進を進めるとともに、ジョブコーチ支援の充実を図ること等により、障がい者の職場定着を図る。また、障がい者テレワークを推進し多様な働き方を促進する。	73,505
雇用政策課	当初	就職氷河期世代活躍支援事業	国が令和元年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、就職氷河期世代に対して、令和2年度から3年間の集中的な支援に取り組む方針を打ち出したところ(更なる支援強化のため、令和5年度から2年間の延長が決定)。鳥取県においても、就職氷河期世代の活躍の場を広げ、各界一体となった支援を行うため、関係する団体・機関を構成員として令和2年2月に設置した「とっとり就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」(事務局:鳥取労働局(主)、鳥取県(副))と連携し、就職氷河期世代の県内での就労促進に向けた支援に取り組む。	12,012
とっとり働き方改革支援センター	当初	労働者福祉・相談事業	県内で働く労働者が生きがいを持ち、健康で文化的な生活を営みつつ安心して働き続けることができるよう労働者の福祉の増進に資する事業に対して助成するとともに、鳥取県中小企業労働相談所(愛称:みなくる)を運営し、中小企業の労働者・経営者に対して労働・雇用相談に係る助言、情報提供その他の支援を行う。	34,071

とっとり働き方改革支援センター	当初	働きやすい鳥取県づくり推進事業	県内企業が「働きやすい職場づくり」と「生産性向上」を両輪とした「働き方改革」の具体的な取組を進めるため、国・支援機関との連携、セミナーによる普及啓発、企業の課題に応じた専門家派遣による基盤づくり支援等を行う。(地方創生推進交付金充当事業)	13,667
鳥取県立鳥取ハローワーク	当初	若者サポートステーション運営事業	就職困難な若者や就労意欲の向上を図りたい若者への相談・支援を行う「若者サポートステーション」の運営を行う。	22,566
【生活環境部】				
循環型社会推進課	6月	(新)フードロス削減キャンペーン事業	事業系の食品ロス削減のため、これまで小売店で賞味期限到来間近となり廃棄されてきた食品について、購入することがSDGsへの貢献につながるというプラスのイメージに変えるとともに、賞味期限に関する理解促進のためのキャンペーンを実施することで、県民の行動変容及び小売店の主体的な食品ロス削減意識の向上を図る。	3,000
循環型社会推進課	当初	ごみゼロ社会実現化県民プロジェクト事業	ごみゼロ社会の実現に向けたごみ排出量の一層の削減を図るため、引き続き食品ロス削減に重点的に取り組み、県民を挙げたごみゼロ意識の醸成を図るとともに、SDGsの目標「12 つくる責任、つかう責任」が果たされる社会を目指した取組を推進する。(もったいない！食べ残しゼロ事業を統合)	13,215
くらしの安心推進課	当初	犯罪被害者等相談・支援事業	犯罪被害者等に対して見舞金を支給する市町村を支援するとともに、犯罪被害者への行政関係者の理解を促すための研修会を開催する。また、性暴力被害者支援センターとっとり(クローバーとっとり)の運営費を助成し、被害にあわれた方の心身の負担を可能な限り軽減し、早期回復につなげていく。	24,737
くらしの安心推進課	当初	犯罪のないまちづくり普及啓発事業	通学路の見守り活動など地域の自主防犯活動の活性化、鍵かけ推進・万引き防止等の街頭キャンペーン、防犯リーダー研修、防犯施設認定及び青色防犯パトロール等の活動を推進することにより、県民の防犯意識を高め、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。	1,731
消費生活センター	当初	消費生活センター事業費	県民の安全で安心な暮らしを確保するため、広域的な消費生活に関する相談や苦情等の対応や、消費者教育の拠点機関である消費生活センターを設置運営し、消費者教育推進計画に基づく体系的な消費者教育及び啓発、法執行等を実施する。	27,992
消費生活センター	当初	身近な消費生活相談窓口機能強化事業	県民の安全で安心な暮らしを確保するため、広域的な消費生活に関する相談及び苦情等の対応を行う消費生活センターを設置運営し、市町村消費生活相談窓口等と連携して、県内の消費者被害の未然防止と解決を図る。	36,029
住宅政策課	当初	県営住宅管理効率化事業	県営住宅の効率的な管理体制の構築を図るため、県が管理する62団地3,307戸について、鳥取県住宅供給公社にその管理事務及び家賃等の収納事務の一部を委託する。	197,865
住宅政策課	当初	住宅セーフティネット支援事業	住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者(低額所得者、高齢者、障がい者等)の入居を拒まない民間賃貸住宅(セーフティネット住宅)に対して改修費、家賃低廉化及び家賃債務保証費低廉化の補助を行う市町村に対し、経費の一部を支援するとともに、鳥取県あんしん賃貸支援事業、鳥取県家賃債務保証事業等を実施する鳥取県居住支援協議会の活動を支援することにより、本県における住宅セーフティネット環境の充実を図る。	15,683
【子ども家庭部】				
家庭支援課	9月	子どもの貧困対策総合支援事業	貧困の世代間連鎖を失くし、全ての子どもたちがその経済的な環境に左右されることなく、夢と希望をもって成長していけることを目指して、令和2年3月に「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」(第二期計画)を策定し、その具体的な施策として、学習支援事業の更なる充実や福祉と教育との連携、子どもの居場所づくりの推進等を掲げている。子ども貧困対策として、地域の実情に応じた子どもの居場所づくりや学習支援事業の実施に取り組む市町村等を支援する。	(補正総額) 31,022 (補正額) 5488
家庭支援課	6月	(新)母子保健・児童福祉一体的相談支援機関設置促進等事業	令和6年4月の改正児童福祉法の施行に伴い、母子保健の相談機関である子育て世代包括支援センターと児童福祉の相談機関である市区町村子ども家庭総合支援拠点を一体化した相談機関の「子ども家庭センター」の設置が市町村の努力義務とされることから、市町村における子ども家庭センターの設置を促進するため支援等を行う。	8,353
家庭支援課	6月	(新)産後ケア実施のための施設整備支援事業	新たな産後ケア施設の設置を支援するため、宿泊型の産後ケアを行う助産所への施設・設備整備の助成予算を増額するとともに、デイサービス型の産後ケアを行う施設の整備を進めるため、産後ケア事業の実施に必要な増改築又は改修に要する工事費、設備購入費及び賃借料等への助成を新設する。	7,500

家庭支援課	当初	ひとり親家庭寄り添い支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により生活や子育てに課題を抱えるひとり親家庭が適切な支援を受けられるよう、鳥取県母子寡婦福祉連合会と連携をし、ひとり親の悩みに寄り添いながら必要な支援へと繋ぐ相談支援体制を構築する。	3,857
家庭支援課	当初	子育て世帯のレスパイト支援の充実事業	レスパイトケアを必要とする子育て家庭が、市町村が実施する子育て短期支援事業を安定して利用出来るよう、子育て短期支援事業の受け皿の整備を推進するための整備費・改修費の支援を行う。また、専任人員の配置や親子利用等多様化する支援ニーズに対応した支援の提供等を行い、併せて子育て短期支援事業について、所得等に応じた利用者負担の軽減措置を講じることで、家庭・養育環境の支援を強化する。	5,258
家庭支援課	当初	(新)子育て世帯訪問支援・保護者支援臨時特例事業	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。また、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方を学ぶためのペアレントトレーニングを実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることにより、健全な親子関係の形成を図る。	10,835
家庭支援課	当初	(新)鳥取県子ども・ひとり親家庭の生活状況調査事業	県内の子育て世帯やひとり親家庭の経済状況や生活状況を調査し、子どもの貧困やひとり親家庭支援施策の充実を図る。	10,233
総合教育推進課	当初	不登校対策事業	民間(私立学校等)のノウハウを活用しながら児童生徒、保護者のニーズに応え選択肢を提供するフリースクールを運営する事業者を支援する。また、家庭の経済状況にかかわらず、様々な事情により学校に通えない義務教育段階にある児童生徒の学びや成長を保障するため、フリースクール等に通う児童生徒の通所費用等に対して支援を行う。	13,319
【教育委員会事務局】				
いじめ・不登校総合対策センター	当初	不登校生徒等訪問支援・居場所づくり事業	県内3箇所に設置している県教育支援センター「ハートフルスペース」において、義務教育修了後の高校不登校(傾向)生徒や中卒者、高校中途退学者の学校復帰や就労、社会参加に向けた支援を行う。	2,086
いじめ・不登校総合対策センター	当初	スクールソーシャルワーカー活用事業	ヤングケアラーを含めた家庭に課題や困難を抱える児童生徒に対する福祉的な支援につなげるための専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーの市町村教育委員会への配置を助成する。また、県において関係者との連絡協議会や人材育成及び資質向上のための研修会を実施し、事業の充実を図る。また、スーパーバイザーを配置し、スクールソーシャルワーカーに対し適切な援助を行う。	73,661
いじめ・不登校総合対策センター	当初	不登校児童生徒支援事業	小・中学校の不登校児童生徒への継続した支援のため、中学校(校区内の小学校へも対応)へのスクールカウンセラー配置や資質向上に係る研修会及び「学校生活適応支援員」配置等により、不登校の未然防止及び早期支援や不登校状態の児童生徒の学校復帰も含めた社会的自立を目指す。また、重大な事故等が発生した場合に備えて、臨床心理士等を派遣できる体制を整備する。	3,239
【福祉保健部】				
孤独・孤立対策課	6月	生活困窮者光熱費等支援事業	物価高騰が継続していることから、孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者に対し、当面の生活を維持し、自立に向けた活動が円滑に行われるよう、緊急的な支援を実施する。	144,500
孤独・孤立対策課	6月	(新)孤独・孤立対策の市町村支援強化事業	「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」の理念に基づき、市町村や関係機関における支援及び支援の調整を担う人材の育成、アウトリーチ・ネットワークづくり等に取り組む市町村の支援等を実施し、市町村の包括支援体制の充実と連動した支援体制の強化等を図る。	16,800
孤独・孤立対策課	6月	(新)鳥取県版孤独・孤立解消支援事業	8050問題、ヤングケアラー、老老介護、ひとり親家庭等、既存の制度では対応が難しい人に対する相談・支援など、人に寄り添ったきめ細かな対策を行う市町村を支援することにより、総ての県民が自己実現や社会参加をすることができ、安心して暮らせる温もりのある支え愛社会づくりを推進する。	38,000
孤独・孤立対策課	6月	(新)当事者・家族等のピアサポート活動支援事業	ピアサポートの推進や自助グループの育成を図り心の連帯を拡げて孤立を解消するため、ピアサポートに取り組む県内団体に対し、立ち上げ経費、活動費を補助する。	6,500
孤独・孤立対策課	6月	(新)「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」推進事業	孤独・孤立対策について官民一体で取組を推進する「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を中心として、広報・情報発信、啓発、構成機関を含めた民間支援機関の支援、孤独・孤立対策に係る先進事例等の共有等を行い、孤独・孤立対策の推進を図る。	6,700
孤独・孤立対策課	6月	ひきこもり対策推進事業	「とっとりひきこもり生活支援センター」における他機関協働による包括的相談体制の構築を進めている市町村への支援等を行うため、相談員を増員する。また、職場体験事業所が不足している中部・西部(現在 中部:0か所、西部:1か所)に新たな職場体験事業所を設置し、全県下でひきこもりの状態にある方の就労支援を行う。	19,095
孤独・孤立対策課	6月	ヤングケアラー支援強化事業	学校現場への啓発を行うための出前事業、ヤングケアラーがSNS上で悩みを共有するための集いの場の設置を設置することで、支援体制の強化を図る。	3,201

障がい福祉課	6月	(新)精神障がい者の地域移行に向けた多職種・多機関連携推進事業	本県における「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」体制整備推進のため、西部地域で行ったモデル事業で得られた成果やノウハウを他圏域へも展開し、全県的に精神障がい者の地域移行支援体制整備を推進していくための事業を行う。	24,132
長寿社会課	6月	(新)認知症サポート官民連携事業	認知症のある方が地域で孤立することなく暮らし、社会で活躍できるよう、各事業者との連携・協働による取組を推進する。	3,503
孤独・孤立対策課	当初	(新)孤独・孤立を防ぐための市町村包括的支援体制強化事業	ヤングケアラーや産後うつ、老老介護、8050問題などにより、本人が望まない孤独を感じ又は孤立していることが大きな課題として認識されるようになり、複雑化・複合化した課題に対しては、従来の属性別の支援体制では狭間のニーズ等への対応が困難であることから、市町村が属性を問わない包括的な支援体制を構築し創意工夫をもって円滑に実施することに対して支援する。	31,750
孤独・孤立対策課	当初	鳥取県再犯防止推進事業	犯罪をした者等が、適切な福祉支援等を受けることにより、再び社会を構成する一員となるようにすることで、再び犯罪を行うことを防止し、県民が安全で安心して暮らせる地域づくりを行う。	30,428
孤独・孤立対策課	当初	福祉人材の資質向上支援事業	多機関の協働による支援体制を強化するため、関連機関の多職種を対象に、各福祉分野に共通する対人援助業務のスキルアップを目的とした基礎研修(1日間・3会場)及び応用研修(1日間・3会場)を行う。	2,032
孤独・孤立対策課	当初	民生委員費	民生委員・児童委員の活動をバックアップするため、その活動経費を支援し、民生児童委員協議会等の行う研修事業等に対して補助をする。	83,340
孤独・孤立対策課	当初	日常生活自立支援事業	判断能力が十分でない高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で適切に福祉サービスを利用することが困難な方が、地域で安心して生活を送れるように支援するため、鳥取県社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業に対し助成する。	43,943
孤独・孤立対策課	当初	成年後見支援センター運営支援事業	各圏域において権利擁護の中核となる成年後見支援センターの設置運営等に補助を行うことにより、県内の権利擁護の体制を整備する。	14,250
孤独・孤立対策課	当初	生活福祉資金貸付事業	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業、及び当該貸付事業のうち平成28年鳥取県中部地震の被災者への貸付に対する償還利子相当額の軽減に対して補助を行う。	21,666
孤独・孤立対策課	当初	市町村包括的福祉支援体制整備推進事業	低所得者、介護、ひきこもり対策など、従来の縦割り制度による相談支援体制では解決しきれない課題に対応するため、市町村に包括的な支援体制を整備する。	8,226
孤独・孤立対策課	当初	コロナ禍における生活困窮者総合支援事業	生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を構築するとともに、生活困窮者の経済的自立のみならず、日常生活や社会生活などにおける本人の状態に応じた自立を総合的に支援する。また、市町村が行う生活困窮者の自立に向けた支援を県がサポートし生活困窮者の生活再建を図る。	69,923
孤独・孤立対策課	当初	(新)孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進事業	「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」に基づき、必要な支援に関する施策を推進するため、施策の調査審議・実施状況の検証を行う「孤独・孤立を防ぐ温もりある社会づくり審議会」を設置するとともに、孤独・孤立に悩む方の相談の窓口としての窓口を設置し、相談内容によって専門の相談窓口や支援機関につなげること等により支援の充実を図る。	20,934
孤独・孤立対策課	当初	ヤングケアラー支援強化事業	ヤングケアラーの悩みや相談に対応するため、ヤングケアラーが気軽に相談できるLINE相談、電話相談及びヤングケアラーが同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンを開催し、多様な広告媒体(リーフレット、メディア広告等)によりヤングケアラーの相談窓口や支援機関等を周知するなど、教育委員会と連携して取り組む。	14,877
孤独・孤立対策課	当初	ひきこもり対策推進事業	ひきこもり問題の解決に向けた取組を推進するための体制を整備し、ひきこもりの状態にある本人やその家族等を支援することにより、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図る。	34,417
健康政策課	当初	みんなで支えあう自死対策推進事業	鳥取県内の自死者数は、一時、減少傾向だったが、令和元年以降増加しており、誰もが自死に追い込まれることがない地域づくりをより一層進めていく必要がある。また、全国の自死者数は、令和2年は11年ぶりに増加し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による孤立・孤独や生活困窮などが影響した若年や女性の自死の増加も指摘されている。平成30年4月に策定した自死対策計画「みんなで支えあう自死対策プログラム」において、県民一人ひとりの自死に関する理解を深め、地域や職場、医療機関などの専門機関が一丸となって支えていく環境づくりを進めていくため、5本の柱に基づき、自死に関する様々な取組を実施する。	29,979